

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第 1 3 条 第 2 項 関 係

スマート申請等による印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードのほか、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書を用いて取得することができるよう所要の整備を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。